

所管部課	子ども未来部 子ども家庭支援センター	部長	志村 明子		
件名	東大和市子どもショートステイ事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>ショートステイ事業利用人数について、利用希望者の状況に応じ、柔軟に対応するため、定員に係る規定の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 「養育協力家庭等」を「養育協力家庭」と「施設」に分ける。</p> <p>② 「養育協力家庭」については、原則として1人とするが、市長が別に定めるやむを得ない事由に該当する場合で、養育協力家庭の受入れが可能であるときは、2人以上とする。</p> <p>③ 「施設」については、市長が別に定める人数とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、原則として、利用人数を1箇所につき児童1人とし、1人以上の利用は市長が認めたものとしていた利用人数について、柔軟に対応していくことができる。</li> <li>市民の利便性の向上及び子育て環境の充実に繋がる。</li> <li>複数の利用人数の想定事案：きょうだい関係（これに準ずる関係を含む。）</li> </ul>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書課において審査済み。</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養育協力家庭数：3家庭</li> <li>ショートステイ事業委託施設：れんげ学園（児童養護施設）令和3年度から</li> <li>利用実績：令和4年度 利用泊数36泊（内訳：養育協力家庭：0泊 施設：36泊） 実人員 6人（内訳：きょうだい 2組4人）</li> </ul>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。